

「実務修習の基本的な指導理念と方法」及び「分野別実務修習」  
に関する基本的考え方（改訂案）

## 1 実務修習の基本的な指導理念と方法

実務修習は、実務の現場で実際の事件を教材として実務家から指導を受けるものであるが、一つの立場からの実務を学ぶだけでは一面的な見方となるおそれがあるし、事件処理の実際を学ぶ上でも十分ではないから、法曹三者それぞれの視点から実務を学ぶことが必要である。したがって、新しい司法修習においても、法曹三者それぞれの視点から実践的な指導を行う「分野別実務修習」を実務修習の主要な部分として実施するのが相当である。この「分野別実務修習」の課程を通じて、法廷実務に限らない法曹に共通する汎用的な実務的能力を養成する。

他方で、司法修習生の数が増大した場合、修習生によっては特定の分野の実務修習中に体験できる事件の種類や数が十分でない場合も考えられる。また、今後、法曹に対する社会のニーズが多様化することから、実務を体験的に学ぶ臨床教育の課程も、広がりのある法曹の活動分野を踏まえたものとするのが望ましい。このような観点から、分野別実務修習（特に弁護修習）において、体験の幅を広げる工夫をするとともに、「分野別実務修習」の後に、修習生各自の実情に応じ、分野別実務修習の深化と補完を図り、併せて、新しい時代の法曹として、専門的・先端的領域を含む多様・多彩な法的ニーズにも柔軟に対応していくための素地を涵養できるような課程（「総合型実務修習」）を設けることが相当である。

## 2 分野別実務修習

### (1) 基本的な方針と体制

#### 分野別実務修習の基本構成

これまで、司法修習では、弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判のそれぞれの分野の実務について臨床教育を行ってきたが、これは、法曹三者それぞれの視点から法律実務家に必要とされる能力、基本的技能等を養うという趣旨に基づくもので、50年以上にわたる豊富な教育実績を持つ極めて効果的な教育方法である。

したがって、「分野別実務修習」は、弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判

の4分野について行うことが相当である。

#### 各分野別実務修習の期間

「分野別実務修習」の期間としては、法曹三者それぞれの視点から実務能力を修得するために、弁護、検察、民事裁判及び刑事裁判の各分野2か月（合計8か月）程度は確保することが相当である。司法修習生は、各期間中、全国の各実務修習地の弁護士事務所、検察庁、裁判所に配属されるものとする。

この修習期間に関しては、裁判修習が全体の半分以上を占めることになるが、修習終了後弁護士になる者が大半であることからすれば、弁護修習の割合を高める必要があるのではないか、また、上記のような期間配分にすると、結果的に、刑事系分野の占める割合が相対的に若干高くなり、法曹に対する社会のニーズの量的比率と一致しないのではないかという問題点がある。~~こと~~  
~~になるが、~~

しかしながら、前者に関しては、裁判修習は、裁判官の考え方や判断の手法を学べる点で弁護士になる者にとって貴重な体験の機会であり、また、裁判修習において多くの弁護士の活動を見聞することにより、弁護士の在り方について学ぶという点でも意義が大きいこと、裁判官との合議への参加をはじめ裁判の内側は裁判修習でしか体験できない教育課程であることが考慮されるべきである。また、後者に関しては、刑事事件に関する一定の実務的知識、技法は、法曹である以上必ず身に付けておかなければならないものであり、個人の自由や生命さえ奪うことのあるしゅん厳な刑事法の適用の現場を実地体験させることは法曹養成に必要不可欠であるが、法科大学院における教育で捜査や刑事裁判を体験させることは困難であり、これらは実務修習でなければ修得できない教育内容であることが考慮されるべきである。そして、全体の修習期間が1年間とされ、分野別実務修習に当てられる期間も限定されているところ、1分野を体験する期間として少なくとも2か月は必要と考えられること、刑事事件においては各分野の役割分担が明確に分かれていることからすれば、検察、刑事裁判の各分野ともそれらを修得する期間として2か月程度は必要と考えられる。前記の問題点については、後述の総合型実務修習において調整を図ることが可能である。

以上の点からすれば、分野別実務修習の各分野の修習期間はいずれも2か月程度とするのが相当である。

(2) 指導方法の在り方

上記のように、分野別実務修習は、実際の事件を教材として、実務家の指導の下に体験的に学ぶ機会であり、司法修習の中心となる課程である。

現在、各分野別の実務修習の課程は、実務家の個別的指導の下で事件の処理の実際を学ぶ個別修習と、当該分野別修習中の修習生全員を集めて講義や模擬裁判等を行う合同修習とを組み合わせ実施されている。このうち、実務修習として重要なのは個別修習である。

新しい司法修習において、分野別実務修習の期間は、現在の各3か月から各2か月に短縮されるので、できる限り合同修習の部分を圧縮し、個別修習に集中して指導を行うことが必要である。

またところで、期間の短縮と修習生の増加により、一つの事件の流れを把握することがより困難になるとともに、個別に体験できる事件の数が不十分になることが予想される。そこで、~~実務修習においては、~~4分野の実務修習指導担当者間で連携を密にし、修習地の実情にもよるが、例えば、検察修習又は弁護修習中にある刑事事件について修習した者が、検察修習又は弁護修習を終えて他分野の修習に移った後に、その事件の公判又は判決言渡しを傍聴し、判決後の被告人と弁護士との面談を傍聴するとか、民事裁判修習中にある事件の争点整理を修習した者が、民事裁判修習を終えて他分野の修習に移った後に、その事件の集中証拠調べを傍聴し、その後の裁判官との合議に参加し、判決の起案まで行うことによって、一つの事件を継続して体験できるように配慮するなど修習の実が上がるような効率的な指導方法を工夫することなどが考えが求められる。また、例えば、従来、民事・刑事の裁判修習では各修習生ごとに別個の判決書を全文起案させることを中心に指導してきたが、最近では、これにこだわらず、審理に立ち会った修習生全員に事件の争点及び争点に関する事実認定のポイントを簡潔に記載した書面（サマリーライティング等と呼ばれている）を作成させ、これを基に討論させた上、裁判官が指導するとか、判決のうち、記載すべき事項を限定した起案をさせて指導するなど、できるだけ多数の多様な事件を体験させるとともに、実質的な能力の養成に焦点を絞った指導上

の工夫がされ始めているので、今後更にこのような方向を拡充して質、量ともに修習の実が上がるような工夫をしていくことが必要である。